

# 独立役員届出書

## 1. 基本情報

会社名	荒川化学工業株式会社		コード	4968
提出日	2026/6/12	異動(予定)日	2026/6/24	
独立役員届出書の提出理由	・ 定時株主総会に社外役員の選任議案が付議されるため。			
<input checked="" type="checkbox"/> 独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定している(※1)				

## 2. 独立役員・社外役員の独立性に関する事項

番号	氏名	社外取締役/ 社外監査役	独立役員	役員の属性(※2・3)													異動内容	本人の 同意		
				a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	該当 なし				
1	正宗 エリザベス	社外取締役	○															○		有
2	小山 俊也	社外取締役	○																△	有
3	櫻井 容子	社外取締役	○															○		新任 有
4	巳波 淳	社外取締役	○																△	有
5	中務 正裕	社外取締役	○																○	有

## 3. 独立役員の属性・選任理由の説明

番号	該当状況についての説明(※4)	選任の理由(※5)
1		外交官としての国際経験や企業経営の豊富な経験、高い見識を有し、今後の当社グループの企業価値向上、真のグローバル企業への成長とコーポレート・ガバナンスの強化・充実に十分な役割を果たしていただけると判断しています。  <独立役員指定理由>当社は、正宗エリザベス氏が、当社が定める社外取締役の独立性判断基準を満たしており、社外取締役としての独立性を有していると判断し、一般株主との利益相反の恐れがないと考えております。
2	過去に当社と取引実績のある帝人㈱に勤務しておりました	他社における企業経営や新規事業の立上げにかかる豊富な経験と高い見識を有し、今後の当社グループの企業価値向上、真のグローバル企業への成長とコーポレート・ガバナンスの強化・充実に十分な役割を果たしていただけると判断しております。  <独立役員指定理由>当社は、小山俊也氏が、当社が定める社外取締役の独立性判断基準を満たしており、社外取締役としての独立性を有していると判断し、一般株主との利益相反の恐れがないと考えております。
3		化粧品業界や食品業界における新規事業創出、構造改革およびDX推進など経営に関わる豊富な経験と高い見識を有し、当社が注力するライフサイエンス領域の事業化加速と収益貢献化に関して有益な意見や指摘を得られ、当社グループの企業価値向上、真のグローバル企業への成長とコーポレート・ガバナンス強化・充実に十分な役割を果たしていただけると判断しております。  <独立役員指定理由>当社は、櫻井容子氏が、当社が定める社外取締役の独立性判断基準を満たしており、社外取締役としての独立性を有していると判断し、一般株主との利益相反の恐れがないと考えております。
4	過去に当社の取引先である㈱三菱UFJ銀行に勤務しておりました。	他社における役員経験と企業経営にかかる高い見識を有しており、今後の当社グループの真のグローバル企業への成長とコーポレート・ガバナンスの強化・充実に十分な役割を果たしていただけると判断しています。  <独立役員指定理由>当社は、巳波淳氏が、当社が定める社外取締役の独立性判断基準を満たしており、社外取締役としての独立性を有していると判断し、一般株主との利益相反の恐れがないと考えております。
5	当社の法務顧問である弁護士法人中央総合法律事務所の代表社員弁護士であります。	弁護士としての法的な専門知識と経験により高い独立性と客観的立場から、今後の当社グループの真のグローバル企業への成長とコーポレート・ガバナンスの強化・充実に十分な役割を果たしていただけると判断しています。  <独立役員指定理由>当社は、中務正裕氏が、当社が定める社外取締役の独立性判断基準を満たしており、社外取締役としての独立性を有していると判断し、一般株主との利益相反の恐れがないと考えております。

## 4. 補足説明

--

※1 社外役員のうち、独立役員の資格を充たす者の全員について、独立役員として届け出ている場合には、チェックボックスをチェックしてください。

※2 役員の属性についてのチェック項目

- 上場会社又はその子会社の業務執行者
- 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与(社外監査役の場合)
- 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- 上場会社の親会社の監査役(社外監査役の場合)
- 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

以上のa~lの各項目の表記は、取引所の規則に規定する項目の文言を省略して記載しているものにご留意ください。

※3 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」を表示してください。近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」を表示してください。

※4 a~lのいずれかに該当している場合には、その旨(概要)を記載してください。

※5 独立役員の選任理由を記載してください。

※6 独立役員を1名以上確保できていない状況が生じた場合又は社外取締役を1名以上確保できていない状況が生じた場合、有価証券上場規程上の企業行動規範に違反する状態が発生することとなりますので、速やかに東証の上場会社担当者までご連絡ください。